

## 優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進

### 1 趣旨

【第3次計画】 処理業者の事業内容に加え、地域貢献や地球温暖化防止に向けた自主的な取組に関する情報などについて、本市 HP に公開し、排出事業者への「見える化」を進めることにより、優良な処理業者の育成を図る。

- 廃棄物処理法の優良基準をクリアした優良認定業者以外の情報も公開
- 現行の「産業廃棄物自主行動計画」の見直し

#### <目指すもの>

○法令遵守と3Rの推進, 適正処理の徹底

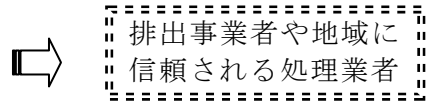
+

○適正処理やリサイクルの専門家として排出事業者の情報提供等

○事業内容の透明性と公開性を高める

○積極的な地域社会への貢献や情報発信

○環境に配慮した事業運営



### 2 現行関連制度の概要

#### 優良産廃処理業者認定制度

※「優良性評価制度」(H17～)を見直した

(廃棄物処理法第14条第2項, 施行令第6条の9, 施行規則第9条の3等) H23～

#### (1) 概要

「優良基準」に適合する処理業者を知事・市長が認定

- ①実績と遵法性(不利益処分を受けていないこと), ②事業の透明性(一定の項目をインターネットで継続的に公開していること), ③環境配慮の取組(環境関連の認証を受けていること), ④電子マネIFESTO(利用が可能であること), ⑤財務体質の健全性(自己資本比率が10%以上であること, 税・保険料に未納がないこと等)

#### (2) 処理業者のメリット

- 許可の有効期間が7年間に延長(通常は5年)
- 優良マーク入りの許可証で排出事業者にアピール
- 「産廃情報ネット」を通じ全国に情報発信

#### (3) 排出事業者のメリット

- 優良認定業者を選択することで処理状況の確認や適正処理の確保に係る努力義務を履行(リスクの回避)
- 環境に配慮した事業活動としてアピール

#### 産業廃棄物自主行動計画制度 (本市要綱) H18～

#### (1) 概要

処理業者(処分業のみ)や排出事業者が産業廃棄物の処理に係る環境負荷の低減及び循環型社会の構築に向けた自主的な取組等について計画を策定し, 市長がその提出を受け HP 等で公表する。(産廃処理の透明化と優良事業者の育成に資する)

#### (2) 計画書の記載項目 (処理業者)

- ①事業場の概要(処理フロー等), ②管理体制等(組織図, 社内や取引先等への環境意識向上の取組, 分析・計量等の体制, 講習会受講者数等, 環境管理システムの導入状況, 環境報告書の作成状況), ③処理状況の情報公開(施設に係る環境測定結果, 受入量, 処理量, 見学の受入対応, 処理状況の写真公開), ④再生利用の促進に関する取組, ⑤環境負荷低減に関する取組, ⑥地域社会への貢献に関する取組

### **(3) 現状と課題**

これまでに市内中間処理業者48のうち18事業者が参加しているが、現行制度の枠内に限っても次のような課題があると考えている。

- メリットの明確化（自社紹介や前向きな取組みを発表するツールとして活用することができるが、それ以上のメリットが明らかでないため、行動計画制度参加へのインセンティブが働かない。（市HPに掲載する意義））
- 掲載情報の更新の徹底や一覧性の確保など（運用やHPの掲載方法）
- 記載項目等のブラッシュアップ（処理業者としてアピールしたい項目、排出事業者が知りたい情報、行政としてクリアして欲しい基準等）

## **3 制度見直しの視点と方向性（1の「目指すもの」に向けてどうするか）**

### **(1) 優良産廃処理業者認定制度との整合性**

例えば・・・

- 「優良産廃処理業者＝法に基づき優良認定を受けた者」という考え方を軸として優良認定の取得を奨励する。また、優良認定の取得に至らない場合でも、優良基準を1つでも多く満たす方向に誘導する。

### **(2) 排出事業者にとって分かりやすい情報発信**

例えば・・・

- 優良認定を取得し、優良認定の取得に向けて積極的に取り組み、又は情報公開や環境負荷低減に向けて前向きに取り組んでいることについて、市HPから情報を容易に収集することができる。
- 排出事業者は、どのような処理業者に委託をしたいか。（排出事業者が知りたい情報は何か、どのような基準で処理業者を選定するか）

### **(3) 処理業者にとってのメリットは何か、どのようにインセンティブを与えるか**

例えば・・・

- 優良認定を取得し、優良認定の取得に向けて積極的に取り組み、又は情報公開や環境負荷低減に向けて前向きに取り組んでいる処理業者として、市HPで紹介する。当該業者は、市HP上で一定事項について自社PRをすることができることとする。
- その他、制度に参加するためのインセンティブの検討

### **(4) 業界全体の優良化**

例えば・・・

- 事業場内の廃棄物処理工程図、処理能力、処理状況の写真など、一定の情報については、全処理業者に対して提出・公開を求め、市HPに掲載する。（参加を促すため、提出のあった処理業者は、市HP上で一定事項について自社PRができることとする。）
- これにより、インターネットへの対応が不十分である処理業者についても、一定の情報公開を進めることができる。